

1) 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑回答書

質疑番号	資料番号	資料ページ番号	見出し番号	質問	回答
1	1-2	4	3(1)①オ	実施設計業務においては、異業種特定JVの代表企業の責任のもとで設計するものとし、とありますが、同頁(2)②1)にも記載がありますが、実施設計業務を行う者が複数の場合、つまり設計JVを組成した場合には、実施設計業務の責任は代表企業をはじめとする設計JV全社で負うという理解でよろしいでしょうか？	建築JV、電気JV、機械JVの各業種内、若しくは各業種間の複数で設計業務を行い、JV協定書により、異業種特定JVの構成員の中で設計業務についても予算配分を行う場合には、設計JVの参加企業は配分比率に従って責任を負うこととなります。 なお、本入札において、設計事務所等との設計JVの組成は認めておりません。
2	1-2	4	3(2)②1)	実施設計業務を行う者が複数の場合は、少なくとも1者は、次のアからウの要件をすべて満たし、その他の者はアおよびエからカの各要件を満たすこととあります。 その他の者はアおよびエからカの各要件を満たすこととはアおよびエからカのいずれかの各要件を満たすこととということによろしいでしょうか？	実施設計業務を行う者が複数の場合は、少なくとも1者は、アからウの要件をすべて満たし、その他の者はアの要件を満たすとともに、いずれかの企業はエからカの各要件を満たす必要があります。よって、1者がアからウの要件のみを満たす場合には、その他の者でアおよびエからカの各要件を全て満たす必要があります。
3	1-2	8	3)	上川総合振興局管内に本店又は支店(主たる営業所)を有する者とありますが、「上川総合振興局管内に本店または支店を有する者」という解釈でよろしいでしょうか。	入札説明書の7ページ2)(企業要件)オ、カ及び8ページ4)(企業要件)エを含めて、「(主たる営業所)を有すること」を「(主たる営業所または従たる営業所)を有すること」に訂正いたします。
4	1-2	12		4月22日までに提出する入札参加表明書・入札参加資格確認申請書について質問します。提出する書式は様式2-1～様式2-11までと補助資料で、様式2-2別紙は入札時に提出することによろしいでしょうか。	様式2-2別紙は落札者が決定し、契約額確定後に提出いただけます。
5	1-4	6	3章1.1)(5)	仮設・養生等の不備により発生した契約不適合部分、完成時の検査において不相当と指摘されたものの是正が不十分であるために発生した契約不適合部分は、重大な過失に準じて取り扱うこととされていますが、受注者に故意・重過失がない場合の契約不適合責任は2年としていただきたく、お願い致します。	受注者の故意又は重大な過失がない場合に受注者が契約不適合責任を負う期間は2年間としますが、仮設・養生等の不備により発生した契約不適合部分、完成時の検査において不相当と指摘されたものの是正が不十分であるために発生した契約不適合部分は重大な過失に準じて取り扱うため、当該契約不適合部分の補修等の費用の請求を行うことのできる期間は10年間とします。
6	1-4	17	4章3.12)(3)	施工中の近隣対応にかかる費用は、受注者の負担とされていますが、受注者が善管注意義務を払っても避けることができない事由または契約目的物に基づく日照障害、風害、電波障害その他発注者に帰責性ある事由により第三者に与えた損害については、発注者負担として頂きますようお願い致します。	事前に発注者の確認を踏まえ、受注者が善管注意義務を払った上で近隣対策を実施したにも関わらず、避けることができない事由または発注者に帰責性のある事由により第三者に与えた損害については、発注者負担とします。
7	1-5	7	第39条第2項	設備機器本体等の契約不適合責任期間については、引渡から1年としていただきますようお願い致します。	「公共工事標準請負契約約款」の規定に倣い、設備機器本体等の契約不適合責任期間は、引渡しを受けた日から1年以内とします。
8	1-5			公共工事標準請負契約約款と同様に、代金減額請求、契約の解除は、受注者が履行の追完を行わない場合にすることができるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
9	1-5			公共工事標準請負契約約款と同様に、履行の追完について、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法によることも認めていただきますようお願い致します。	事前に発注者と協議を行い、了承したものについては認めることとします。
10	1-6	様式2-7		構成員一覧表の中で担当者とは建設業務の担当者ではなく窓口の担当者でよいでしょうか。	お見込みの通り、窓口担当で宜しいです。
11	1-6	様式2-11		建設業務を行う者の資格確認の書類で配置予定の監理技術者は建設工事開始の時期からのコリンズ登録でよろしいでしょうか。	宜しいです。

1) 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑回答書

質疑 番号	資料 番号	資料 ページ 番号	見出し 番号	質 問	回 答
12	1-6	様式 2-11		建設業務を行う者の資格確認の書類ですが配置 予定が現時点で確定が困難なため複数の技術者 を提出してよろしいでしょうか。	宜しいです。確定した段階で速やかに発注者へお伝 えください。
13	1-6	目次 2ペー ジ		様式番号6-1(設計業務 管理技術者の実績), 6- 2(建設業務 統括責任者の実績)については、今 回のプロポーザル審査においては、提出不要と考 えてよろしいでしょうか。 別途、提出必要な時期がありましたら、ご教示く ださい。	設計業務の管理技術者及び建設業務の総括責任者 については、実績を要件とはしていませんが、落札者 決定基準別表1(追加で公表します)にある通り、実績 評価の対象となるため、入札説明書に記載の通り、様 式6-1についても入札書及び技術提案書の受付期間 内に提出してください。